

基幹技能者奨励金制度

目的

平成7年、国土交通省は、「建設産業政策大綱」において、基幹技能者制度が普及・定着することで、建設生産物の品質の確保が図られるとともに、優秀な技能労働者が適切に評価・処遇され、誇りを持って仕事ができる環境を目指した。
当社は、このことに賛同し、一般財団法人建設業振興基金などの勧める基幹技能者を優遇することとした。

認定要件

下記書類の確認を以って認定いたします。

- 1)基幹技能者講習修了証のコピー
- 2)社会保険の加入を証明するもののコピー
- 3)1次協力会社が基幹技能者登録書を記載し東熱マイスター運営委員会に提出する。

認定された方が、現場に従事した日は、日額¥1,000支給致します。

東熱マイスター制度

目的

東熱マイスター制度は、当社独自の制度である。当社施工現場において職長として優れた技能で品質確保に貢献し、後輩育成にも積極的に努めた者をマイスターとして認証し、その職長を讃えたと共に、今後も技能伝承と品質向上を積極的に継続して頂くことを目的として、本制度を確立させた。

東熱マイスター

東熱マイスター認定要件

- 1)該当業種の5年以上の実務経験と3年以上の職長経験を有する者。
- 2)同じ会社に5年以上所属する者。
- 3)技能の継承や後進者の育成に関し、意欲を持って活動する意志及び能力を有する者。
- 4)新規認定は満65歳以下である者。(マイスター手当は70歳まで支給対象)
- 5)社会保険加入を証明するものを確認できる者。

上記認定要件を満たしている者の中から、現場代理人が推薦書を作成し、事業部店長より**認定された方が、現場に従事した日は、日額¥1,000支給致します。**

東熱スーパーマイスター

東熱マイスターに認定後、3年以上経過している方の中から、事業部店長が特に認めた方の認定推薦書を作成し、生産管理本部にて確認する。
東熱スーパーマイスター認定者には、**日額¥2,000**支給致します。
但し、東熱マイスターの日額と重複しての支払いはありません。

東熱マイスター認定ヘルメットシール



サイズ
40×60mm